

職員の育児休業等に関する規則及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 19 日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第22号

職員の育児休業等に関する規則及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年香川県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例第 2 条の 4 第 2 号の人事委員会規則で定める場合) 第 4 条 前条の規定は、条例第 2 条の 4 第 2 号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、<u>前条</u>中「1 歳到達日」とあるのは、「1 歳 6 か月到達日」と読み替えるものとする。 (育児休業に係る子が死亡した場合等の届出) 第 8 条 略 2 略 3 <u>第 6 条第 4 項本文</u>の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。 (育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続) 第 13 条 略 2 第 6 条第 2 項、<u>第 3 項及び第 4 項本文</u>の規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。 3 <u>第 6 条第 4 項本文</u>の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。 (部分休業の承認の<u>請求等の手続</u>) 第 18 条 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第 19 条第 2 項の規定による申出及び同条第 3 項の規定による変更並びに部分休業の承認の請求（次項において「部分休業の承認の請求等」という。）は、部分休業申出（変更）兼承認（取消）請求書（第 6 号様式）により行うものとする。</u> 2 第 6 条第 2 項、<u>第 3 項及び第 4 項本文</u>の規定は、部分休業の承認の<u>請求等</u>について準用する。	(条例第 2 条の 4 第 2 号の人事委員会規則で定める場合) 第 4 条 前条の規定は、条例第 2 条の 4 第 2 号の人事委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、<u>同条</u>中「1 歳到達日」とあるのは、「1 歳 6 か月到達日」と読み替えるものとする。 (育児休業に係る子が死亡した場合等の届出) 第 8 条 略 2 略 3 <u>第 6 条第 4 項</u>の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。 (育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続) 第 13 条 略 2 第 6 条第 2 項から<u>第 4 項までの規定</u>は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。 3 <u>第 6 条第 4 項</u>の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。 (部分休業の承認の<u>請求手続</u>) 第 18 条 部分休業の承認の請求は、<u>部分休業承認（取消）請求書（第 6 号様式）</u>により行うものとする。 2 第 6 条第 2 項から<u>第 4 項までの規定</u>は、部分休業の承認の<u>請求</u>について準用する。

第4号様式（第11条関係）

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

年 月 日			
殿			
所 属			
職・氏名			
職員の育児休業等に関する条例第10条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり申し出ます。 なお、申出事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 備 考			

- 注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認（期間延長）請求書と同時に（変更の届出の場合は、申出事項に変更があった後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認（期間延長）請求書に記入した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

第4号様式（第11条関係）

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

年 月 日			
殿			
所 属			
職・氏名			
職員の育児休業等に関する条例第10条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり申し出ます。 なお、申出事項に変更があった場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 備 考			

- 注 1 該当する□には、 印を記入すること。
- 2 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認（期間延長）請求書と同時に（変更の届出の場合は、申出事項に変更があった後遅滞なく）提出すること。
- 3 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認（期間延長）請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 4 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 5 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

第 6 号様式（第18条関係）

(表)

部分休業申出（変更）兼承認（取消）請求書

年 月 日					
殿					
所 属					
職・氏名					
次のとおり部分休業の申出（変更）及び承認の請求をします。					
1 請求に係る子					
氏 名					
請求者との続柄等					
生 年 月 日					
2 申出の内容又は変更後の内容					
☐ ① 1日につき2時間を超えない範囲内					
☐ ② 1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内					
変更が必要な事情					
3 請求期間					
年 月 日から 年 月 日まで					
☐ 毎 日					
☐ その他（ ）					
午前 午後 時 分 分から 時 分 まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
☐ 毎 日					
☐ その他（ ）					
午前 午後 時 分 分から 時 分 まで					
4 備 考					

- 注 1 該当する□には、**✓**印を記入すること。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「3 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
- 3 申出の内容を変更する場合は、「変更が必要な事情」欄に、申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなった状況が明らかになるように、具体的に記入すること。
- 4 「3 請求期間」欄には、申出又は変更に係る年度内の期間を記入すること。
- 5 「4 備考」欄には、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を記入すること。
- 6 この請求書には、請求に係る子の出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等のいずれか又はそれらの写し）を添付すること。
- 7 「3 請求期間」欄に記入された期間内における部分休業の承認の請求及び取消しの請求は、裏面に記入して行うこと。

第 6 号様式（第18条関係）

(表)

部分休業承認（取消）請求書

年 月 日					
殿					
所 属					
職・氏名					
次のとおり部分休業の承認を請求します。					
1 請求に係る子					
氏 名					
請求者との続柄等					
生 年 月 日					
2 請求期間					
年 月 日から 年 月 日まで					
☐ 毎 日					
☐ その他（ ）					
午前 午後 時 分 分から 時 分 まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
☐ 毎 日					
☐ その他（ ）					
午前 午後 時 分 分から 時 分 まで					
3 備 考					

- 注 1 該当する□には、**✓**印を記入すること。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄には記入を要せず、「2 請求期間」欄には出産予定日以後の期間を記入すること。
- 3 「3 備考」欄には、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子の出生前に請求する場合は出産予定日を記入すること。
- 4 この請求書には、請求に係る子の出産予定を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する証明書又はその写し）又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等のいずれか又はそれらの写し）を添付すること。
- 5 「2 請求期間」欄に記入された期間内における部分休業の承認の請求及び取消しの請求は、裏面に記入して行うこと。

(裏)

任命権者の確認	請求者の確認	請求年月日	請求に基づく承認又は取消し後の部分休業の時間				残時間数 第2号部分 休業の場合	備考
		承認年月日	年 月 日	午 前	午 後	時間数		
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	

(裏)

任命権者の確認	請求者の確認	請求年月日	請求に基づく承認又は取消し後の部分休業の時間				備考
		承認年月日	年 月 日	午 前	午 後	時間数	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等） 第9条の3 略 2～5 略 6 第1項の規定による請求がされた後時間外勤務等制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 （1）当該請求に係る子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第16条第1項、<u>第25条第1項第3号及び第26条第1項</u>を除き、以下同じ。）が死亡した場合 （2）～（5） 略	（育児を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等） 第9条の3 略 2～5 略 6 第1項の規定による請求がされた後時間外勤務等制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 （1）当該請求に係る子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第16条第1項及び<u>第24条の2第1項</u>を除き、以下同じ。）が死亡した場合 （2）～（5） 略

7～9 略

(介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務、時間外勤務及び深夜勤務の制限)

第9条の6 第9条の3(第6項第3号から第5号まで及び第7項各号を除く。)及び前条(第4項第3号から第6号までを除く。)の規定は、条例第16条第1項に規定する要介護者(以下単に「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第2項中「条例第9条の2第1項又は第3項」とあるのは「それぞれ条例第9条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか又は同条第3項」と、同条第3項中「第1項の」とあるのは「条例第9条の2第3項の」と、「条例第9条の2第1項又は第3項」とあるのは「同項」と、同条第6項第1号中「子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第2条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第16条第1項、第25条第1項第3号及び第26条第1項を除き、以下同じ。)」とあり、及び前条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第9条の3第6項第2号及び前条第4項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第9条の3第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第16条 略

(1)～(3) 略

(4) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号、第21条第4項、第26条第1項及び別表第5において同じ。))の父母の配偶者

(5)・(6) 略

2～9 略

第16条の2 略

7～9 略

(介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務、時間外勤務及び深夜勤務の制限)

第9条の6 第9条の3(第6項第3号から第5号まで及び第7項各号を除く。)及び前条(第4項第3号から第6号までを除く。)の規定は、条例第16条第1項に規定する要介護者(以下単に「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第2項中「条例第9条の2第1項又は第3項」とあるのは「それぞれ条例第9条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか又は同条第3項」と、同条第3項中「第1項の」とあるのは「条例第9条の2第3項の」と、「条例第9条の2第1項又は第3項」とあるのは「同項」と、同条第6項第1号中「子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第2条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第16条第1項及び第24条の2第1項を除き、以下同じ。)」とあり、及び前条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第9条の3第6項第2号及び前条第4項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第9条の3第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(3) 略

(4) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号、第24条の2第1項及び別表第5において同じ。))の父母の配偶者

(5)・(6) 略

2～9 略

第16条の2 略

2 15分を単位とする介護休暇は、1日につき4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第16条の3 略

2 職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間は、1日につき2時間から当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

（子育て部分休暇）

第16条の4 条例第16条の3第2項第1号に掲げる範囲内で承認を受ける子育て部分休暇（第3項において「第1号子育て部分休暇」という。）の単位は、15分とする。

2 条例第16条の3第2項第2号に掲げる範囲内で承認を受ける子育て部分休暇（以下この項において「第2号子育て部分休暇」という。）の単位は、1時間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数とすることができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認を受けるとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認を受けるとき 当該残時間数

3 職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による第1号部分休業の承認、第18条の規定による第15条第1項第8号に掲げる場合の特別休暇の承認又は第19条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の第1号子育て部分休暇は、1日につき2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

（介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求）

2 15分を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第16条の3 略

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（子育て部分休暇）

第16条の4 子育て部分休暇の単位は、15分とする。

2 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による部分休業の承認、第18条の規定による第15条第1項第8号に掲げる場合の特別休暇の承認又は第19条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間からこれらの承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求）

第21条 略

2 略

3 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この項及び第26条第2項において同じ。）ごとに、あらかじめ、条例第16条の3第2項各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該年度における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

4 前項の規定による申出をした職員は、特別の事情（配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該申出をした職員の小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育に著しい支障が生じることとなったと任命権者が認める事情をいう。）がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

5 第3項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。

6 第3項の規定による申出及び第4項の規定による変更並びに子育て部分休暇の請求は、あらかじめ子育て部分休暇申出（変更）兼承認（取消）請求書（第6号様式）に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

（週休日等についての別段の定め）

第24条 略

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する措置等）

第25条 任命権者は、職員の育児休業等に関する規則（平成4年香川県人事委員会規則第3号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、人事委員会の定めるところにより、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして人事委員会が定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）

その他の人事委員会が定める事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項第2号、次条第1項及び第27条において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を

第21条 略

2 略

3 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、あらかじめ子育て部分休暇承認（取消）請求書（第6号様式）に記入して任命権者に提出しなければならない。

（週休日等についての別段の定め）

第24条 略

確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する規則第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして人事委員会が定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）

その他の人事委員会が定める事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する措置等）

第26条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者、父母、子、配偶者の父母又は第16条第1項各号に掲げる者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして人事委員会が定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の人事委員会が定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

第27条・第28条 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する措置等）

第24条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者、父母、子、配偶者の父母又は第16条第1項各号に掲げる者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして人事委員会が定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の人事委員会が定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度 （4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

第24条の3・第25条 略

(県費負担教職員に係る読替え)

第29条 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の8まで、第10条第2項、第13条第1項、第15条第2項、第16条、第18条から第22条まで、第26条及び第27条の規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第8条の2第1項中「人事委員会が」とあるのは「市町の長が」と、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。

(県費負担教職員に係る読替え)

第26条 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の8まで、第10条第2項、第13条第1項、第15条第2項、第16条、第18条から第22条まで、第24条の2及び第24条の3の規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第8条の2第1項中「人事委員会が」とあるのは「市町の長が」と、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。

第 6 号様式（第21条関係）

(表)

子育て部分休暇申出（変更）兼承認（取消）請求書

年 月 日			
殿			
所 属 職・氏名			
次のとおり子育て部分休暇の <u>申出（変更）及び承認の請求</u> をします。			
1 請求に係る子			
氏 名			
請 求 者 と の 続 柄 等			
生 年 月 日	年 月 日		
2 申出の内容 又は変更後 の 内 容	☐ ① 1日につき2時間を超えない範囲内		
	☐ ② 1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内		
	変更が必要 な事情		
3 請求期間	年 月 日から	☐ 毎 日	午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日まで	☐ その他（ ）	午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日から	☐ 毎 日	午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日まで	☐ その他（ ）	午前 時 分から 午後 時 分まで
4 備 考			

- 注 1 該当する□には、**レ**印を記入すること。
- 2 申出の内容を変更する場合は、「変更が必要な事情」欄に、申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育に著しい支障が生じることとなった状況が明らかになるように、具体的に記入すること。
- 3 「3 請求期間」欄には、申出又は変更に係る年度内の期間を記入すること。
- 4 「4 備考」欄には、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を記入すること。
- 5 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等のいずれか又はそれらの写し）を添付すること。
- 6 「3 請求期間」欄に記入された期間内における子育て部分休暇の承認の請求及び取消しの請求は、裏面に記入して行うこと。

第 6 号様式（第21条関係）

(表)

子育て部分休暇承認（取消）請求書

年 月 日			
殿			
所 属 職・氏名			
次のとおり子育て部分休暇の <u>承認を請求</u> します。			
1 請求に係る子			
氏 名			
請 求 者 と の 続 柄 等			
生 年 月 日	年 月 日		
2 請求期間	年 月 日から	☐ 毎 日	午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日まで	☐ その他（ ）	午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日から	☐ 毎 日	午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日まで	☐ その他（ ）	午前 時 分から 午後 時 分まで
3 備 考			

- 注 1 該当する□には、**レ**印を記入すること。
- 2 「3 備考」欄には、請求に係る子が養子の場合は養子縁組の効力が生じた日を記入すること。
- 3 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等のいずれか又はそれらの写し）を添付すること。
- 4 「2 請求期間」欄に記入された期間内における子育て部分休暇の承認の請求及び取消しの請求は、裏面に記入して行うこと。

(裏)

任命権者の確認	請求者の確認	請求年月日	請求に基づく承認又は取消し後の子育て部分休暇の時間				残時間数 申出の内容 が②の場合	備 考
		承認年月日	年 月 日	午 前	午 後	時間数		
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	

(裏)

任命権者の確認	請求者の確認	請求年月日	請求に基づく承認又は取消し後の子育て部分休暇の時間				備 考
		承認年月日	年 月 日	午 前	午 後	時間数	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）前においても、第2条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下この項及び次項において「改正後の規則」という。）第19条及び第21条第3項から第5項までの規定の例により、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第36号）第3条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第16条の3第2項各号のいずれの範囲内で子育て部分休暇の請求をするかの申出をし、その範囲内（改正後の規則第21条第4項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における子育て部分休暇の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第3項の規定による申出及び同条第4項の規定による変更並びに改正後の規則第19条の規定による請求とみなす。
- 3 任命権者は、施行日前においても、改正後の規則第25条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。